

鳥取県水産多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 6 日第 201500194439 号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県水産多面的機能発揮対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、漁業者や県民等が取り組む鳥取県沿岸域における藻場の造成等の実践活動を支援し、県民参加により豊かな鳥取県沿岸域環境の維持、向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第 3 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に 15/100 を乗じた額（ただし、同表の第 4 欄に掲げる額の範囲内の額）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を実施する日の 20 日前までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第 6 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。

2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第 7 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止、若しくは廃止の日から 30 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年4月6日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成31年3月18日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は令和5年2月22日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 上限額
鳥取県水産多面的機能発揮対策事業	水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「国運用」という。）第4により設置した地域協議会	地域協議会が対象活動組織に対し本事業を実施するために交付する経費。ただし、国運用別表1の1（環境・生態系保全）に掲げる活動内容に限る。	国運用別表2のIの1により定められた国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価に15/100を乗じた額